

横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業実施幼稚園 設置者各位
横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施幼稚園 設置者各位

こども青少年局 保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の補助について（お知らせ）

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

今年度も新型コロナウイルス感染症対策支援事業が予算化されたため、感染症拡大防止の対策補助金の交付を予定しています。

内容の詳細や具体的な手続等につきましては、後日、決定次第改めて通知いたしますが、昨年度との変更点がありますので、その内容についてお知らせします。

なお、本通知は、横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業及び横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施幼稚園に送付しています。

<令和 3 年度からの主な変更点>

1 かかり増し経費（職員の手当等）及び物品購入経費について

国から積極的にかかり増し経費を活用するよう明示されているため、申請金額の 5 割以上をかかり増し経費として申請することとします。

※詳細は別紙 1 参照

2 感染症対策（衛生環境の改善）のための改修について（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）

令和 4 年度から新たに補助の対象となります。

※詳細は別紙 2 参照

3 補助対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から 10 月 31 日まで

※対象期間内に発注、納品、施工完了、支払い等が必要

4 申請手続き・今後のスケジュール（予定）について

今年度も補助の申請と実績報告を兼ねて書類をご提出いただくことを予定しています。

申請手続き方法や今後のスケジュール等の詳細については、7 月中にご案内する予定です。

7 月	8 月～11 月上旬	11 月～3 月
市：申請書等配布 （申請書等は、ホームページにも掲載します。）	施設：補助申請兼実績報告書の提出	市：補助金額の確定 施設：請求書の提出 市：補助金の交付

<その他>

1 対象経費について

(1) かかり増し経費及び物品購入経費について

ア かかり増し経費

職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費
<「かかり増し経費」の具体的な内容>

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、直接職員に支払われた特別手当、非常勤職員を雇用した場合の賃金（給付費やその他補助金の対象となっているものは除く）

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

対象物品：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオル

※対象物品以外の物品については、イの感染防止用の物品購入経費として申請してください。

イ マスクや消毒液、感染防止用の物品購入経費

(2) 感染症対策のための簡易な改修

トイレ、非接触型の蛇口の設置等の感染症対策にかかる経費

2 申請の際、必要となる書類について

申請時には、経費を支払ったことわかる「領収書」や「通帳の写し」（口座引き落としの場合）などの提出が必要です。提出の確認ができない場合、補助金の対象経費とすることができませんので、あらかじめ書類の整理を進めていただくようお願いします。その他、必要に応じて購入物品の説明書類や給与規程及び手当支給の通知などを求める場合があります。

(添付)

別紙1 かかり増し経費及び備品購入経費について

別紙2 感染症対策のための改修について

別紙3 FAQ

担当：こども青少年局 保育・教育運営課幼児教育係

TEL 045-671-2085 和田

Email kd-yo.jiho.jyokin@city.yokohama.jp

別紙1 かかり増し経費及び備品購入経費について

保育所等（幼稚園）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行います。ただし、かかり増し経費を積極的に活用していただくために、補助申請額の5割以上は、かかり増し経費に充てる必要があります。

1 上限額について

横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業または 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ※令和4年4月1日実施届済み	30万円以内
---	--------

※一時預かりと2歳児受入れの両方を実施していても、補助の上限額は30万円以内です。

2 経費について

（1）かかり増し経費について

特特別手当などにご活用ください。ただし、その他補助金、給付費等の対象となっているものは除きます。

なお、補助申請額の5割以上をかかり増し経費に充てるようにしてください。

※手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

【具体例】

- ・ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当
- ・ 休日勤務手当等の割増賃金
- ・ 通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当
- ・ 法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当
- ・ 非常勤職員を雇用した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- ・ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

（２）備品購入経費

マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒などの経費等になります。

【具体例】

マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象になります。

また、子どもが密にならないように配慮するため、絵本・おもちゃやベビーカー・バギーの追加購入費など、今後、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続していくために必要な物品も対象として差し支えありません。

その他、職員のリモート環境を整備するためのパソコン、モニターやヘッドセット等の購入経費も含まれます。

ただし、食料品、感冒薬（風邪薬等）、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。また、単に劣化や故障などを理由とした備品等の買い替えや改修も対象外です。

別紙2 感染症対策のための改修について

衛生環境の改善や換気機能の向上のための簡易的な工事にかかる経費を補助します。なお、密を避けることを目的とした工事は対象になりません。

【工事例】トイレの乾式化、非接触型の蛇口設置、壁・床の抗菌、エアコン・網戸等の設置

1 上限額について

上限は、1,000千円になります。

※申請にあたっては、工事前、工事後の写真、平面図の提出が必要となります。

別紙3 FAQ

	問	答	
申請に関すること	1	いつ購入したものが対象ですか。 いつ支払った賃金が対象ですか。	補助金の対象期間は令和4年4月1日から10月31日です。 補助対象期間内に発注、契約締結、納品、施工、支払い、支払った賃金が対象となります。 ※令和4年3月の超過勤務手当を令和4年4月に支払う場合は対象となります。
	2	具体的な申請手続きについての通知を待ってから作業を進めればよいですか。	補助対象期間は令和4年4月1日から10月31日です。この間に支払ったものが対象となります。すでに購入・納品等がされている物に係る領収書等の整理や、かかり増し経費の検討、今後購入する物の選定・発注等を進めてください。
	3	補助金の受領までにどんな手続きがありますか。	8月から11月に補助申請兼実績報告書の提出をお願いする予定です。期限や必要書類については別途お知らせします。
	4	補助金の申請は施設単位ですか。法人でまとめて申請することは可能ですか。	施設単位で申請してください。
	5	物品購入経費を申請するときはどんな書類が必要になりますか。	実績報告の際には、経費を支払ったことわかる「領収書」や「通帳の写し」（口座引き落としの場合）、などの提出が必要です。提出の確認ができない場合、補助金の対象とすることができませんので、あらかじめ書類の整理を進めていただくようお願いします。
	6	レシートは領収書に代えることができるか。	購入した物の内容、購入日、金額が確認できるレシートであれば大丈夫です。
	7	領収書の宛名は購入した職員名でもよいですか。	法人名の宛名が必要です。職員が購入し、その後法人が立て替えた場合は対象となります。立て替える際は法人と職員間でかわした領収書の写しを提出してください。
	8	代表者の押印は必要ですか。	申請書兼実績報告書は押印不要です。補助金額の確定後、ご提出いただく請求書には必要となる場合があります。
	9	新型コロナウイルス感染症に関する保育施設再開補助金、その他補助金と同じ内容（重複）を申請できるか。	重複の申請はできません。
	10	申請上限額はいくらになりますか。	申請上限額は別紙1を参照してください。また、各施設の上限金額は7月頃、申請方法等と併せて通知する予定です。
かかり増し経費	11	かかり増し経費とは何ですか。	・職員が勤務時間外に消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日割増賃金 ・通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当 など法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金 ※ 手当等の水準については、社会通念上適当と認められるものであることが必要です。 ※ その他補助金、給付費等の対象となっているものは除きます。 ・施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 ※FAQ No.12参照
	12	施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援とは何ですか。	施設が感染防止対策を行う上で、職員が日常生活等で必要とする物品が対象です。 対象物品は手荒れ防止用ハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルです。 上記以外の物品はかかり増し経費ではなく、感染防止用の物品購入経費として申請してください。
	13	かかり増し経費には給与規程の変更が必要ですか。	必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法等を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。かかり増し経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類として、【添付資料1 かかり増し経費（職員の受領印）】を提出して頂きます。様式については、後日改めてご案内します。 ※添付資料1を提出することで、賃金台帳・給与明細等の写しは不要
	14	慰労金を支給することは可能か。	慰労金は対象となりません。
	15	保育スタッフを新たに雇用した場合や、従来からのスタッフが残業して消毒作業を行った場合の人件費は対象となりますか。 人材派遣を利用した場合はどうですか。	新型コロナウイルス感染症に対応するため、新たに雇用したスタッフの人件費、残業手当、人材派遣料も対象となります。 なお、市から支給している給付費、向上支援費、延長保育事業費や他の交付金・補助金等との重複はできません。 ※職員に直接支出をしない職員募集にかかる広告費、紹介手数料等は対象外です。

	問	答
感染防止用の物品購入経費	16 感染症防止用の物品等とは具体的には何ですか。	マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものが対象となります。 また、子どもが密にならないように配慮するため、絵本・おもちゃやベビーカー・バギーの追加購入費など、今後、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続していくために必要な物品も対象として差し支えありません。 その他、職員のリモート環境を整備するためのパソコン、モニターやヘッドセット等の購入経費も含まれます。 ただし、食料品、感冒薬（風邪薬等）、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。また、単に劣化や故障などを理由とした備品等の買い替えや改修も対象外です。
	17 100万円以上の物品の購入及び工事にあって、必要なことはありますか。	1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、 市内事業者による2者以上の見積書の徴収が必須です。 （実績報告時に見積書を添付していただきます。）ただし、専門性・特殊性から市内に受注事業者がいない場合には、市外事業者による2者以上の見積書の徴収を行い、理由書を提出してください。なお、合理的な理由がない場合には補助の対象となりません。 ※横浜市補助金等の交付に関する規則 第24条
	18 法人で全施設分購入してもいいですか。	各施設へ購入した物品を配布し、按分額を各施設の対象経費として計上するのであれば構いません。ただし、原則として1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による2者以上の見積書の徴収が必要です。（実績報告時に見積書を添付していただきます。） ※FAQ No.17参照
	19 交付決定額を超えた物品を購入した場合、対象経費にすることはできますか。	交付決定額を上限に対象となります。ただし、物品については、申請金額の5割を超えて申請することは出来ません。
	20 空気清浄機等のリース代は対象経費となりますか。	空気清浄機等のリース料金については、令和4年4月1日から10月31日までに支払いを完了するものについては対象となります。
	21 施設内の消毒清掃を業者に委託した場合の委託料金は対象経費となりますか。	施設の消毒、清掃を外注した場合、令和4年4月1日から10月31日までに委託料金の支払いを完了するものであれば対象となります。ただし、10月31日までに履行が終了したものが対象です。 ※令和4年3月の委託料を令和4年4月に支払う場合は対象となります。しかし、令和4年11月に履行予定の委託料を令和4年10月に支払った場合は対象外です。
感染簡易対策のための改修	22 感染症対策のための改修とは何ですか。	衛生環境の改善や換気機能の向上のための簡易的な工事を想定しています。 工事例：トイレの乾式化、非接触型の蛇口設置、壁、床の抗菌、エアコン・網戸等の設置 密を避けることを目的とした工事は対象になりません。
	23 感染症対策のための改修を申請するときはどんな書類が必要になりますか。	工事前、工事後の写真、工事した場所が分かる施設の平面図が必要となります。
	24 エアコンの洗浄費用は対象経費となりますか。	感染防止用の物品購入経費としてご申請いただいた場合は、対象となります。ただし、感染症対策のための改修費用としてご申請いただいた場合は、対象外となります。